



青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

三 譲受人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 譲受人の住所及び名称

東津軽郡三厩村字本町五九

三厩村

2 代表者の住所及び氏名

東津軽郡三厩村大字宇鉄字釜野沢一二

三厩村長 柳谷光雄

四 公有水面埋立法第十一条の埋立ての免許の告示の年月日及び番号

1 告示年月日

平成十二年四月二十六日

2 告示番号

青森県告示第三百五十号

青森県告示第五百四十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定により、平成十二年四月十八日免許した公有水面の埋立てについて、同法第十六条第一項の規定により、埋立権の譲渡の許可をしたので、公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）第二十四条の規定により次のとおり告示する。

平成十四年十一月五日

青森県知事 木村守男

一 許可年月日

平成十四年十月二十八日

二 譲渡人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 譲渡人の住所及び名称

東津軽郡三厩村字本町五九

三厩村

2 代表者の住所及び氏名

東津軽郡三厩村大字宇鉄字釜野沢一二

三厩村長 柳谷光雄

三 譲受人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 譲受人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

四 公有水面埋立法第十一条の埋立ての免許の告示の年月日及び番号

1 告示年月日

平成十二年四月二十六日

2 告示番号

青森県告示第三百五十一号

青森県告示第五百四十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十四年十月二十三日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十四年十一月五日

青森県知事 木村守男

売りさばき人の住所及び名称

青森市第二問屋町四丁目一の一の六

青森県計量協会

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表す

る。

平成十四年十一月五日

青森県知事 木 村 守 男

適合証交付に係る公共的施設の名称	所在地	種類	交付年月日
ラ・プラス青い森	青森市中央二丁目一の一八	宿泊施設	平成十四・一〇・二四
八戸沼館ショッピングセンターピアス(トイザらス)	八戸市沼館四丁目一の八六	物品販売業店舗	"
八戸沼館ショッピングセンターピアス(ヤマダ電機テックランド八戸店)	八戸市沼館四丁目一の八六	物品販売業店舗	"

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、津軽尾上農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十四年十一月五日

青森県知事 木 村 守 男

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業(農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。)

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年十一月五日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
むつ市柳町二丁目一九二の三から一九二の五まで、栗山町二〇一の二から二〇一の九まで及び二〇三の二から二〇一の二先(国有財産)	むつ市栗山町二二の二〇 株式会社橋本建設工業
むつ市金谷一丁目九の一から九の三九まで、二の二から二の六まで及び一七の三から一七の九まで	むつ市大曲三丁目七の一〇 みちのく農林開発有限会社
上北郡下田町字苗振谷地一六の一六	上北郡上北町大字上野字新堤向四五の 須田憲司 須田浩子
上北郡下田町字木崎三の二、三の一七及び三の一九	上北郡百石町字下明堂三〇の一九 佐々木商事株式会社

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭